

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部を改正する法律（令和5年法律第48号：令和5年6月9日公布）について

【法改正の趣旨】

デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、マイナンバー法等の一部改正が行われた。（住民基本台帳法、戸籍法、国民健康保険法等の一部改正を含む）

1 マイナンバーの利用範囲拡大

【現状】

↓
・マイナンバーは社会保障・税・災害対策の3分野で利用

【改正後】

・国家資格等の取得・更新や自動車の変更登録等の事務で利用可能となり、申請時に住民票の写し等の添付書類が不要

【施行期日】公布の日から1年3月以内の政令で定める日

2 マイナンバー利用及び情報連携に係る規定の見直し

【現状】

↓
・法律に規定のない事務について、新規にマイナンバーでの情報連携を行う場合は、その都度法改正が必要

【改正後】

・改正後のマイナンバー法に規定された事務に準ずる事務は各省の省令で規定することにより利用及び情報連携が可能
・新規にマイナンバーを利用する事務の準備期間が最大で1年短縮

【施行期日】公布の日から1年3月以内の政令で定める日

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正

3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

【現状】

↓
・カードの申請には必ず顔写真が必要
・被保険者に対して、1枚ずつ健康保険証を交付

【改正後】

・1歳未満の乳児に交付するカードは顔写真が不要
・健康保険証の廃止（2024年秋頃）
・マイナ保険証の利用申し込みがない方には、申請により「資格確認書」を提供
・発行済の健康保険証は、経過措置として改正法施行後1年間有効（国において検討中・※有効期間は2025年秋頃までの見込み）

【施行期日】公布の日から1年6月以内の政令で定める日

健康保険証の廃止、資格確認書の提供、郡山市国民健康保険条例の改正

4 マイナンバーカードの普及・利用促進

【現状】

↓
・カードの手続きの多くは市町村の窓口で行うことが必要
・カードの利用者確認には、必ず暗証番号の入力が必要

【改正後】

・在外公館や市町村が指定（要議決）した郵便局でカードの手続きが可能
・暗証番号を伴わない本人確認が可能

【施行期日】公布の日から1年3月以内の政令で定める日

5 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

【現状】

↓
・戸籍及び住民票の記載事項に「氏名の振り仮名」が無い
・マイナンバーカードに「氏名の振り仮名」が無い

【改正後】

・戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加
・マイナンバーカードに「氏名の振り仮名」を記載・記録

【施行期日】公布の日から2年以内の政令で定める日

マイナンバー法等、一部は公布の日から3年以内の政令で定める日

戸籍等の氏名の振り仮名記載対応、情報システム(戸籍・住基)改修

6 公金受取口座の登録促進（特例制度の創設）

【現状】

↓
・マイナポータル、行政機関等、金融機関を經由して本人が口座情報を公金受取口座として登録可能

【改正後】

・本人に対して、口座情報の提供に同意又は不同意を照会
・同意又は無回答の場合、公金受取口座として登録
・現状、年金受給者に対して通知することを想定

【施行期日】公布の日から1年3月以内の政令で定める日